

不動産の鑑定評価に関する法律

実務修習機関の登録事項の変更の届出

1. 案内情報

- ① 手続名 : 実務修習機関の登録事項の変更の届出
- ② 手続根拠 : 不動産の鑑定評価に関する法律第14条の8
- ③ 手続対象者 : 不動産の鑑定評価に関する法律第14条の5第2項第2号から第4号までに掲げる事項を変更しようとする者。
- ④ 提出時期 : 変更しようとする日の2週間前まで
- ⑤ 提出方法 : 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第11条各号に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし。
- ⑦ 添付書類・部数 : 変更事項に応じて、登記事項証明書等が必要となります。
部数については届出書・添付書類とも1部
- ⑧ 申請書様式 : 登録事項変更届出書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 国土交通省土地・建設産業局企画課へお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省土地・建設産業局企画課
- ② 受付時間 : 執務時間内をお願いします。
- ③ 相談窓口 : 国土交通省土地・建設産業局企画課

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第11条
- ② 標準処理期間 : (特に定めなし)
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)

実務修習機関登録事項変更届出書

※変更登録年月日

年 月 日

不動産の鑑定評価に関する法律第 14 条の 8 の規定により、下記の事項を変更したので届け出ます。

年 月 日

申請者の住所
及び氏名

印

国土交通大臣 殿

記

事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
登 録 番 号	第 号	登 録 年 月 日	年 月 日

備考 ※印欄には記入しないこと。